

会 議 録 (要旨)

会 議 名	第2回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会
開 催 日 時	平成22年8月10日(火) 午後2時～午後4時15分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及び欠席者	出席者：柳沢厚委員長、石塚典久副委員長、松本昭委員、森反章夫委員、 竹沢えり子委員、加藤欽司委員、高山充則委員、伊澤秀夫委員、 山崎泰大委員 欠席者：栗原秀夫委員
議 題	1 会議録の承認について 2 まちづくり条例の全体構成について 3 会議の日程について 4 その他
結 論	議題1について 字句の修正がある場合は、その内容を8月17日までに事務局に送付することとし、送付がない場合は承認したとみなすこととする。 議題2について まちづくり条例の全体構成について、次回引き続き議論する。 議題3について 第3回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については、平成22年8月31日(火) 午後3時からとする。 議題4について 案件なし。
審 議 経 過 (○：委員 ●：事務局)	議題1 会議録の承認について ● 事務局(西山) 会議録の公表の方法については、前回御意見をいただいたとおり、図書館にも置くこととする。 まちづくり条例の骨格が固まったところで、その内容を市民と共有する方法を検討すべきとの意見について事務局で検討した結果、条例の全体構成が固まった段階と、全体構成における各項目の詳細が固まった段階で、市報への掲載を行うこととした。 その他資料2-1「会議録(案)」について説明 —— 説明省略 —— ○ 柳沢委員長 字句修正の事務局提出はいつまでか。 ● 事務局(西山) 一週間以内(8月17日まで)にお願いできればありがたい。 ○ 松本委員 特段返事がなければ承認したとみなすのが一般的だが、それでよい

か。

- 事務局（西山）
はい。
- 柳沢委員長
そのように決定する。

議題2 まちづくり条例の全体構成について

- 事務局（西山）
まちづくり条例制定に向け全体構成を固めていくものであり、前回会議での意見を踏まえ資料2-3として再構成した。
資料2-3「武蔵村山市まちづくり条例（仮称）の全体構成案」における修正内容及び前回説明できなかった事項について資料1-8を中心に説明
—— 説明省略 ——
- 柳沢委員長
順番に進めていく。まず資料2-3の構成について御意見は。
- （特に意見なし）
- 柳沢委員長
では、「狭山丘陵の景観の保全」について御意見は。
- 松本委員
東京都への届出の対象になるのは、年間どのくらいか。また、市の考えている手続は年間どのくらいの件数で、どのような政策効果が期待できるのか。
- 事務局（西山）
件数については、把握できていない。
- 松本委員
具体的な数字は重要なので、次回お願いします。
- 柳沢委員長
規制をしようというときに対象がどうなのかは押えておくべきである。
- 森反委員
東京都の届出対象となるものについて、武蔵村山ではどのように対応するのかというコンセプトはいらぬのか。
- 事務局（西山）
東京都が対象としているものについては、現在の案としては、市としては特別なことをするという考えはない。対象とならないもののみ届出をお願いし、東京都で定めている基準の内容に沿っているかどうか、確認することを考えている。
- 森反委員

すると、市民に説明するなら、東京都がどのような景観計画を持っていて、それで市としては十分だと認識しているということを説明する必要があるのではないか。

● 事務局（西山）

都の対象から外れるものについても、市が届出を受けることによって、景観の保全をより徹底させていくという考えについては、市民にも説明していくのは必要と思う。

○ 柳沢委員長

東京都が何をしているかを示さないと、市が何をするのか分からない。都の基準を出してもらいたい。

○ 松本委員

できるだけ丁寧なデータを提示して、だからこうなんだと納得して進むのが重要である。資料の出し方が弱い気がする。

● 事務局（石井課長）

景観基本軸の中の建築確認数であるが、19年度が121件、20年度が89件である。

○ 柳沢委員長

そのうち3,000㎡以上あるいは10m以上の件数はいかがか。

● 事務局（石井課長）

これから把握しないと出ないが、中高層は基本的には0だと。

○ 柳沢委員長

次回までに整理をして、できるだけデータを蓄積のこと。

○ 伊澤委員

東京都の基準から外れるものは、未満のものか。未満のものについて市の規制を考え、指導するのか。

● 事務局（西山）

10m未満と3,000㎡未満のものについて、市に届け出ただくという考えである。基準は東京都のものと同じものを使い、基準に沿った形にしていただくというように、指導、お願いをしていく。基準への適合については、お願いの域から出ることは厳しいと思う。

○ 松本委員

東京都が行っているもののうちの細かいものを市で行うということは、お願いではない。どのような行為に義務を課すのか、その理由は何かを明確にするのが大切である。よく整理をしてほしい。

● 事務局（市川部長）

届出は義務で、内容については指導になるだろうと申し上げたものである。

○ 松本委員

東京都は、届出内容と違うものであれば、是正命令が出る。よく整

理をして、東京都が扱う大きなもの以外のものは、この条例で届出をしていただいて、基準に合ってもらおうようにするという行為の性格を説明できるようにしてもらえればいいと思う。届出さえすれば、後は届出と違うことをしてももう関係ないというように感じる。

● 事務局（市川部長）

今はまったく市に情報が入ってこない状況だが、ひとつめのステップとしては届出を義務にして、市に情報が入るようにして、協力してもらえようにするというスタイルである。

○ 松本委員

市役所に情報が入るようにするのがこの制度のねらいのようにも聞こえるが、そうではなく狭山丘陵の景観を守っていこうということなので、届出をする趣旨は、市が決めた基準を守ってもらうことである。

○ 柳沢委員長

東京都が行っている程度の強制力は、市も持つべきではないかという意見に対して、市としてどう考えているか。条例ではあるけれども行政指導にとどめるというのも選択肢としてはあるので、そういう方針なのか、一定の強制力を伴った措置として考えるか、まだ決めなくてもいいが。

○ 松本委員

決めなくていいと思うが、よく研究し、どちらにするのかを検討することが重要である。

○ 森反委員

都が景観基本軸に指定している地域について、自治体が積極的に取り組むことは、都としても、希望していることかもしれない。

○ 松本委員

基礎自治体の武蔵村山市が地域目線、生活目線で行うのであれば、普通は東京都の行政よりも網の目が細かいのが当然である。ところが、今回景観法ではない部分でやろうとするわけで、景観行政団体でもなく景観計画を持っていない武蔵村山市がどのようにしたらいいのかは、政策法務の観点から考えるべきである。

○ 柳沢委員長

吟味しないままに「こうなっている」と答えられては困るということである。10m未満ということになると一戸建て住宅も対象に入りますが、東京都がつくっている誘導基準は一戸建て住宅に適用してもいいような基準になっているかも見ないといけない。もし小さいものにあまりなじまない基準だとした場合、この条例に基づいて市が独自に東京都の基準をさらに補うような基準をつくる道も用意しておくべきではないかと思う。それから、東京都の景観基本軸に定めているところのほかにも景観的に大事な場所が見えてくる可能性があり、市民か

ら指摘されることもある。東京都が対象としていない場所についても、この条例で市として基準を定めて一定の景観上の誘導をしていくことを視野に入れた方がいいのではないか。

○ 竹沢委員

都市計画マスタープランでは緑の軸、水の軸を決めており、景観ということであればそれも入れた方がいいのではないか。また、景観の中身として、東京都景観条例、計画などであればそれを具体的に示した方がいいと思う。

○ 加藤委員

景観について強制条例的にしてしまうと、土地を持っている人たちがそこを使えないという財産の縛りが出てくる面があり、市民とのトラブル、ぶつかりが厳しいのではないか。

○ 柳沢委員長

景観の制約は建物ができるかできないかではなく、造り方であるから、権利制限としては比較的緩やかな制限である。自分勝手に真っ赤な家を造るようなことはできないという制約はあるが、経済活動をする上ではほとんど制約にならないと思う。

○ 伊澤委員

色の問題を景観上規制するかどうかは、慎重に考えなければいけないと思う。

○ 松本委員

景観のルールをつくった方が、住宅地としての価値が上がる場合がある。良質な景観形成は、地域の価値が上がり、資産価値も上がる。武蔵村山市が景観行政に一步踏み出すということは地域にとってどんな意義があるのか市民にわかりやすく説明することが大切である。なぜ狭山丘陵なのか、なぜ景観なのか、東京都がやっているもののすそ下をなぜ市がやるのかというところの哲学が必要。

● 事務局（市川部長）

市として条例である程度規制をかけていくことになる。つくりこみの仕方は、理想に近い100%的な条例を最初につくり、うまくいかない場合に少し緩める方法もあるが、最初のスタートは60%、70%のもので、のちにそれにプラスして100%にしていくような方法もあると感じている。

○ 竹沢委員

どこに行こうとしての60%なのかが見えないと、ただ厳しくなっていくというようにしか受け取れないと思う。目標とか夢とか希望とかがあって、そこに向かって進んで行こうというようにしないと。規制か緩和かという発想だと、夢がないのかなという気がしてしまう。

○ 松本委員

まちづくり条例は、地域の価値を高めるツールであり、地域の価値を高めるのに、厳しくつくるところは厳しくつくり、厳しいと地域の価値が上がらないものは、あまり厳しくつからない。市民の暮らしの質を高めるためのルールだから、市民の暮らしの質を高めるといことは何なのかが決まれば、それを条文にするだけなので、そこをみんな議論することだと思う。

○ 加藤委員

村山の他市と決定的に違うところは、鉄道がないことである。やはり新青梅街道が村山の背骨になって、そこにモノレールを通す。村山の中心軸になるもの、そこが夢だと。

○ 石塚副委員長

届出の義務の次に必要なのはその確認行為ができるということで、景観重点地区にプラスして監視区域を重複させ、景観計画に合っているかどうか確認する行為と併せて不法投棄も監視してはどうか。同時に防犯、犯罪防止区域とか、まちづくりの視点から3点セットでフォローアップしたらどうか。もうひとつは、緑の軸と併せて、新青梅街道沿道まちづくりも景観軸となると思うので、景観を誘導していくことにより、武蔵村山市の新たな魅力的なまちづくりにつながっていくと思う。

● 事務局（市川部長）

まちづくり条例で不法投棄の見回りというのは、つなげられない感じがする。

○ 柳沢委員長

今まで指導要綱の対象としていなかった建物を建てない土地利用の変更は対象にしようという話があるが、その部分にある程度出てくる可能性はある。

● 事務局（市川部長）

まちづくり条例の中で不法投棄を規制、監視するということのイメージがうまくわからない。

○ 柳沢委員長

違法のものは本来ある制度の方できちんとやっていくという話になるわけだが、よくあるのは、違法のように見えるけれども地主は了解しているというたぐいの話である。産業廃棄物だと法による制約はあるけれども、それに該当しないと、堆積場として残っていく。それをどこまで対象にするかということになると思う。不法投棄は相手にしにくい、市民活動などで自主的に見て回るような活動はないのか。

○ 加藤委員

私はウォーキングイベントなどですることがあるが、市の方で主導的にやってもらえるかどうかという問題で、条例の中に取り込めるの

かどうか。

○ 柳沢委員長

市民活動を刺激するとか。難しい話題かもしれない。

では、「開発事業の手續と基準の条例化」について御意見は。

開発指導要綱の対象として基準を適用し、行政指導するのは、開発行為の面積が500㎡を超えるもの、10mを超える建物、15戸以上の共同住宅。この3つでよいか。

● 事務局（石井課長）

500㎡以上については、土地の区画形質の変更をするものか、5区画以上の造成をするものとなる。

● 事務局（乙幡主査）

土地の区画形質の変更とあって、主に新しい道路を入れる場合で500㎡以上の場合は指導要綱の対象となる。現道がすでにあり、その道路沿いに5軒の家を建築するような場合は、面積要件に関係なく開発行為には該当しないが、指導要綱の対象になる。

○ 伊澤委員

開発指導要綱の中でも、変えるところも変えないところもあるはずなので、開発指導要綱そのものについてここはどうするということにやらないと。

○ 柳沢委員長

イメージとしては、基本的に全部を条例に移行することを考えているということよいか。

● 事務局（市川部長）

そのとおりで、今実際に運用している指導要綱を基本的には条例に移行し、少し実効力を高めようというところである。また、今の指導要綱にない、墓地などの土地利用についても、プラスアルファで入れていこうというところである。

○ 松本委員

基本は、今あるものを条例化し、プラスアルファで墓地など今日的な地域課題を条例化する。

○ 伊澤委員

武蔵野で裁判になったことがある。

○ 松本委員

言うことをきかなかつたから水道を止めるということは、要綱ではできない。

● 事務局（市川部長）

要綱の内容も、お金の話など条例に全部入れられない場合もあるので検討が必要であるが、多くのものについては、そのまま入れたいと考えている。

- 柳沢委員長
今回の大きな提案は、建築物がない土地利用についても対象にしようということだが、その技術基準はどんな基準を考えているか。
- 事務局（市川部長）
例えば墓地の土地利用がある場合には、緑化率が20%以上とか、駐車場は墓の数の5%以上の台数分にするというようなことを位置付けようというイメージでいる。
- 松本委員
条例化すると、市民への説明の丁寧さが増すのが一般的だが、市民への計画公開の充実についてはどのような考えか。
- 事務局（西山）
手続の流れについては、資料1-8の「開発事業の手続と基準の条例化」の条例に定める内容の部分に示しているが、まずは、看板を設置して説明会を実施。意見があれば意見書を提出。それに対して、事業者が見解書を出す。それによって、まとまらないような場合が必要があれば、公聴会を開催し、それらの内容で判断して市から事業者に指導書を交付する。その後、協定締結という流れを、今のところ想定している。
- 柳沢委員長
周辺の住民とか、近隣の住民という概念が入ってくるのか。
- 事務局（西山）
対象とするものによって、半径何mの範囲とか細かい基準を設定していくようなことが考えられる。
- 柳沢委員長
申請や承認という形は考えられているか。手続のスタートが届出か申請かということであるが。
- 事務局（乙幡主査）
初めて窓口に来たときには事前相談カードを出して相談をしていただき、市の方ではまず情報を把握する。次に、各課事前協議書を提出していただき、事業主が各課と協議をしていただく。話がまとまったら事前協議書を出していただき、これが正式な協議申請書となる。そして最終的には協定を締結していただくというのが、現在の状況である。
- 柳沢委員長
手続は、あとの罰則等との関係でも非常にかかわりがあるので、しっかり考えないといけない。
- 松本委員
新青梅街道沿道のまちづくりのように、新青梅街道の両側で地元の皆さんが計画的なまちづくりを一生懸命やるんだと決めたようなエリ

アでは、オール武蔵村山市バージョンの基準が外れて地元優先のルールに置き換わることがあってもいいと思う。両方の基準をクリアしなければならないとなると、これが制約になってしまうが、一生懸命やろうということに対しては、制約ではなくインセンティブにならないといけないと思う。その辺の制度設計の考え方はいかがか。

● 事務局（石井課長）

協働でつくられたまちづくりの計画は、それに沿ったもので動いていきたいというように考えているので、宅地開発との関係については、検討していかなければならないと考えている。

○ 森反委員

資料2-3の1の「参加と協働によるまちづくり」の(1)と(3)は市が主導していくまちづくりであり、(2)と(4)は、市民主導で計画立案をしていくというものである。質的に(1)、(3)と(2)、(4)は違うものである。その区切りを明確にしていないから、市全体と市民の地域の意思のどちらを優先するんだという話にもなり得る。景観基本軸と景観重点地区においても同じで、東京都がなんと言おうと、その地域の住民が緑を守るために強い規制を自分たちでかける場合もあるだろうし、逆もあるかもしれない。少し考えておいた方がいいのではないかという気がする。

○ 柳沢委員長

資料2-3の1「参加と協働によるまちづくり」というのは、能動的に場の条件を変えていくようなアクションに対する条例としての対応だと思う。それに対して3「秩序ある開発事業によるまちづくり」というのは、開発行為なり建築行為があるときは、最低限こういう条件を満たしてほしいというベーシックな条件、基準である。その基準は能動的な措置をあまり想定しないままに一般的につくられているから、現地にマッチしないところが出てくる。そういうところは、地元の能動的な動きから出てきた考え方を優先するように対応する必要もあるのではないかというのが松本委員の意見だと思う。

○ 松本委員

そのジャッジメントはケースバイケースだから、自動的に振り分けられるのではなく、附属機関のようなところで個々に判断していくことが考えられるのではないか。

○ 柳沢委員長

そこは応用問題に近いので、最後の段階でまた考えればいいかもしれない。

○ 伊澤委員

観音寺森緑地の現状は。

● 事務局（石井課長）

都市計画決定が15.8haであり、施行者である東京都の先行取得が12年度から止まっているため、7.2ha、45.7%くらいの用地取得後はそのままになっている状況である。そうしたことから、景観や市民緑地契約というもので緑地を保全し、最終的に公有地化していきたいと考えている。

○ 柳沢委員長

次に、「大規模開発事業にかかわる手続の義務化」について御意見は。具体的な数字は決めていないとのことだが、開発行為や建築行為でかなり大規模なものについては、特別な事前手続を要求したいということである。

● 事務局（石井課長）

5,000㎡以上、100戸以上程度が想定である。

○ 柳沢委員長

件数がどの程度あるのかで、数字を決めるときの目安として考えなければいけない。

● 事務局（乙幡主査）

5,000㎡超えは、18年度以降は19年度の1件だけである。

○ 柳沢委員長

もう少し規模を小さくするといかがか。

● 事務局（乙幡主査）

3,000㎡を超えると公園用地の提供が法律で義務付けられることからか、3,000㎡未満がほとんどである。

○ 柳沢委員長

3,000㎡を下回るとかなりあるということか。

● 事務局（石井課長）

実際には3,000㎡を2,989㎡にするなどして、3,000㎡を逃れる計画が非常に多い。

○ 柳沢委員長

そのような状況で、5,000㎡、100戸以上では意味があるのかという感じである。

○ 森反委員

同一の業者がひとつの敷地を分割して2,980㎡というようにして出し、その横をまた別の時期に2,980㎡というようにするスタイルが多いのか。

● 事務局（乙幡主査）

一連性があれば同一事業と見なすが、それはない。一般的に相続が発生したときに開発するものがほとんどで、相続税支払分の範囲内で分譲するのであれば、自分の大きな敷地を分けても、一連の土地ではなく別とみるという規定がある。

- 竹沢委員
このような条例の案があるということは、日産の跡地も含めて見込みがあるということかと思う。
- 事務局（石井課長）
工業地帯や市の核として位置付けようとしている日産跡地の周辺について、もしも撤退するようなことが生じたときは、その前に届出の義務を課して、市が協議に入れるようなしくみをここで設けたいということである。
- 竹沢委員
土地としては結構あるのか。
- 事務局（石井課長）
出てくるかは別の問題だが、そのような土地はある。
- 松本委員
この「大規模開発事業にかかわる手続の義務化」については、多摩では多くの市がこれを行って成果をあげているが、これは、大きな5,000㎡以上の土地の売買や大きな建物を建築、開発する場合の手続である。
- 事務局（石井課長）
ひとつの大きな例が撤退という意味で、売買につながることになる。
- 松本委員
撤退というのは、売買を伴わない場合がほとんどである。例えば、大きなスーパーマーケットを閉店するときに、閉店と同時に誰かに売るということであればその売る行為が手続になるわけであるが、買い手がつかない。そのまま閉店して建物だけ残り、場合によっては管理が悪くて、周りからクレームが来たりということがあるので、撤退イコール土地売買ではないことは御理解いただきたい。撤退や閉鎖は企業の自由で、やむを得ないと思うが、そのときは市役所に届け出るとか、跡地はしっかり管理して火災や犯罪が起きないようにするとか、買い手が見つかったら案内するというように、地域からやむを得ず退場するときのルールが今世の中に求められている。社会常識的にこんなことは必要だというルールを、考える必要がある。
- 柳沢委員長
今の話は、今日の資料に書いてあることとは制度的に違う。事務局で研究してもらいたい。
- 事務局（市川部長）
そのようなケースがそれほど具体的には目立っていないので、まだイメージできないところがある。今後どの程度出てくるのか。どちらかという、つぶれると人に譲渡されるケースの方が多気がする。
- 柳沢委員長

しばらくの時間何も使われないで放置されている状態が続くことがかなり問題だと思うので、そのような土地については、市からどうするつもりか投げかけることができ、相手がそれに応じるということを条例に書くのはあると思う。条例に書かなくても任意的に行えばいいが、相手に応じていただかなければならないとするためには、条例がないとできない。

● 事務局（市川部長）

義務化して罰則的なことまで付加するのか。

○ 柳沢委員長

そこまではできない。もちろん、協議を市として投げかけて、相手は少なくともどういうつもりかを、市に応答しなければならない。

● 事務局（市川部長）

言いたくない、言えないという場合もあると思う。

○ 伊澤委員

撤退の理由はともかくとして、その後の管理、後始末である。すぐ売れない場合に放置されて子供たちの非行の場になったり、火災が起きたりしないように、撤退する場合には、そういうことのないよう念書くらい取るのはどうか。

● 事務局（市川部長）

それが望ましいとは思いますが、四苦八苦している人が閉じる場合が多いので。

○ 加藤委員

日産跡地に大型店ができたときに全国から視察に来たが、撤退したときに次が入らないと言っていた。村山では、撤退してもすぐ次にどこかが必ず入っているが、これは新しいテーマだと思うので、一番にやるくらいでいかがか。

● 事務局（石井課長）

届出の義務程度かもしれないが、検討させていただきたい。

○ 柳沢委員長

条例というのは、役所側にアクションの義務を課す意味もあり、役所が働きかけなければならないということが条例に書かれているということでも意味はある。そのようなことも考え、この部分は罰則という発想までいかななくてもいいと思う。

最後に、「狭あい道路の拡幅の推進」について御意見を。

いわゆる2項道路というのは、御理解いただいているか。

● 事務局（石井課長）

建築基準法上、基本的には4 m以上の道路に接していないと建築ができないが、昔から言う二間道3.64 m、9尺道2.73 mの沿道にあるような場合については、4 m未満であるが、センターから2 m、

つまり両側で4 m確保すれば建築をしてもよいという道路に指定をすること、これが4 2条の2項の道路の指定ということである。これは特定行政庁、村山で言えば東京都で指定し、指定されている道路が2項道路ということになる。

市の道路は主要道路と一般道路に分けており、昔から言う部落と部落を結ぶような長い路線を主要道路としているが、3 9路線が2項道路に指定されている。そのほかの短い路線を一般道路としているが、2 2 3路線が2項道路に指定されている。この主要道路をできるだけ4 m以上に整備していきたいという考えであり、そのための規定を条例に盛り込んでいきたいと考えている。

○ 柳沢委員長

その3 9路線を示すことはできるか。

● 事務局（石井課長）

道路網図にオレンジ色で印をしたものがある。3 9路線の対象としなければならない延長は、約1 7キロである。その4 mない部分の、セットバックした部分だけ市にいただくとか、これから市内部でも検討するが、買うことができるかということを考えている。

○ 柳沢委員長

そこだけに絞っていいのか心配にはなる。

● 事務局（石井課長）

一般道路の中にも、まだ検討する余地はある。また、青梅街道から北側の、できるだけ緑を残す意味であまり車を入れない方がいいのではないかと考えられるのが5キロ程度あり、そこをどうするかというのは、結論が出ていない。

○ 柳沢委員長

全部4 mにしなければいけないのかという話と、対象を絞ることは必要だと思うが、地区の皆さんが、我々の地区の道路はこうしようというようなことを決めたときは、その決めた内容に沿うようにするなど、計画的なものと抱き合わせるとよいと思う。

○ 加藤委員

そう。ただ、その場合もまず市の方から呼びかけないと、住民から自発的には出ないと考える。

● 事務局（石井課長）

今は、市に言ってくればもらうという形だが、それでは進まないの、条例にして基準を設けて進められればよいと思っている。市内部で検討する必要があるが、お金を出して買えるなら買いたい。今まで狭あい道路の整備といっても、市で行う手段がなかったの、この条例で一步踏み出せばよいと考えている。せっかくセンターから2 mバックした部分についても、長年が経過すると使っていってしまう状

況があるので、できるだけ条例の中で対応したいということであり、条例に載せる大きな意味である。

- 柳沢委員長
セットバックしたところに、鉾を打つようなことはやっているのか。
- 事務局（石井課長）
市がもらったところだけである。
- 柳沢委員長
この制度に乗らないものがたくさん残るはずで、それらについてはもう少し軽い方法だが、ここは法律で下がるのが義務付けられている場所だということが分かるようにしていくことを別に考えた方がいいかもしれない。
- 事務局（石井課長）
それは市がやるべきことなのか、建築部門なのかということはある。
- 柳沢委員長
両者の協力の中で、市がやるという方法もある。
資料1-8について一通り議論をして、材料が不足していたり、細かい議論もまだまだたくさんあると思うが、今日の議論はこれで終了とする。

議題3 会議の日程について

- 事務局（西山）
次回、第3回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については、平成22年8月31日（火）午後3時からということで提案する。
- 柳沢委員長
よろしいか。
- 委員一同
了解

議題4 その他

- 松本委員
次回会議において、今日の主な意見に対しては、こういう方向で考えているというものが、記録とセットであるとよい。
- 柳沢委員長
作成して配付するようお願いする。
- 事務局
了解

以上

会議の公開 ・非公開の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者：0人
---------------------	--	--------

会議録の開 示・非開示 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)
----------------------	--

庶務担当課	都市整備部都市計画課（内線 2 7 4）
-------	----------------------